

島田市豊かな暮らし空間創生事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、快適な暮らしの空間の実現及び普及を図るため、豊かな暮らし空間創生事業を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、島田市補助金等交付規則（平成17年島田市規則第36号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「豊かな暮らし空間創生事業」とは、ふじのくにフロンティア推進区域（ふじのくにフロンティア推進区域設置要綱（平成26年4月1日付け政地第196号静岡県企画広報部長通知）に基づき、静岡県知事が定めた区域をいう。）のうち新東名地区計画（都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により告示された島田都市計画新東名島田金谷インターチェンジ周辺地区計画をいう。）で定めるB地区で実施する認定要綱（平成27年2月9日に静岡県知事が制定した豊かな暮らし空間創生住宅地認定要綱をいう。以下同じ。）に基づく静岡県知事の認定を受けた住宅地の整備をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、豊かな暮らし空間創生事業を行おうとする者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、豊かな暮らし空間創生事業に要する経費のうち、整備後に市が所有し、かつ、管理することとなる次に掲げる公共施設の工事費（設計費、測量試験費、用地費及び事務費を除く。）とする。

- (1) 道路（通路を含む。）
- (2) 公園
- (3) 緑地
- (4) 調整池（広場等として平常時に利用できるものに限る。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、豊かな暮らしの空間の創生に資する公共施設

2 前項の規定にかかわらず、国、県等の他の補助金等の交付の対象となる経費については、補助対象経費としない。

(補助額及び限度額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額とし、2,000万円を限度とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、第4条第1項各号に掲げる公共施設の工事に着手する前に、規則第13条第1号アに規定する補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式）
- (2) 規則第13条第3号に規定する収支予算書

- (3) 認定要綱第4条第2項に規定する認定書の写し
- (4) 補助対象箇所（第4条第1項各号に掲げる公共施設の工事を実施する場所をいう。以下同じ。）が分かる図面
- (5) 補助対象箇所の現況写真
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（交付の条件）

第7条 規則第5条第1項第1号の市長が別に定める要件は、次に掲げる軽微な変更
に該当しない変更をしようとする事とする。

- (1) 認定要綱に基づく認定の要件に係る変更
- (2) 補助対象経費の配分の変更で、第4条第1項各号に掲げる公共施設間の工事費
の増減が20パーセント以内のもの

2 規則第5条第2項の規定により付する条件は、補助金の収支に関する帳簿を備
え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受
けた日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない事とする。

（交付決定の通知）

第8条 市長は、補助金の交付を決定したときは、規則第13条第4号アに規定する補
助金交付決定通知書により、補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

（変更の承認）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者が第7条第1項に規定する変更をしようとする
ときは、規則第13条第5号に規定する補助金交付変更承認申請書に次に掲げる書
類（当該変更に係るものに限る。）を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更事業計画書（別記様式）
- (2) 規則第13条第3号に規定する変更収支予算書
- (3) 補助対象箇所が分かる図面
- (4) 補助対象箇所の現況写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書が提出された場合において、その内容を適当と認めるとき
は、規則第13条第6号に規定する補助金交付変更承認書により、当該申請をした者
に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、第4条第1項各号に掲げる公共施設の工
事を完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日
の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、規則第13条第7号に規
定する実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（別記様式）
- (2) 規則第13条第3号に規定する収支決算書
- (3) 補助対象箇所の整備後の写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の場合において、補助金の交付の決定を受けた者は、同項各号に掲げる書類
のほか、住宅地の整備の完了について次に掲げる書類を添付しなければならな

い。ただし、当該整備が完了していないときは、完了後、速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 都市計画法第36条の規定の適用を受けるときは、同条第2項に規定する検査済証の写し

(2) 前号に規定するもののほか、関係法令の規定に基づく検査を要するときは、その検査済証等の写し

(3) 補助対象箇所を市が所有し、かつ、管理することを証する書面の写し
(交付確定の通知)

第11条 市長は、補助金の額を確定したときは、規則第13条第8号に規定する補助金交付確定通知書により、補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助金の交付の確定を受けた者が補助金を請求しようとするときは、前条に規定する補助金交付確定通知書を受け取った日から起算して10日を経過した日までに、規則第13条第9号に規定する請求書を市長に提出しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

別記様式（第6条、第9条、第10条関係）

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

1 補助対象の概要

項目		内容	
住宅地の名称			
住宅地の所在地			
住宅地の区画数		区画	
住宅地の規模	補助対象面積	m ²	(合計)
	補助対象外面積	m ²	

2 住宅地整備に係る事業計画

(1) 補助対象箇所の規模

区分	規模		
道路	(幅員) m	(延長) m	(面積) m ²
公園	(面積) m ²		
緑地	(面積) m ²		
調整池	(面積) m ²	(開放部分の面積) m ²	
その他	(用途)	(面積) m ²	

(2) 整備費（工事費）内訳

区分		年度	年度	合計
補助対象経費	道路	円	円	円
	公園	円	円	円
	緑地	円	円	円
	調整池	円	円	円
	その他	円	円	円
	諸経費及び消費税	円	円	円
小計		円	円	円
補助対象外経費		円	円	円
合計		円	円	円

(3) 施工予定期間

年 月 日から 年 月 日まで

(注)

- 1 変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。
- 2 事業実績書の場合は、最終の計画を上段に括弧書きし、実績を下段に記載すること。